

意見書・再意見書

H30年 6月/3日

吹田市長宛²

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>この地に移り住んで50数年、更に^過のぼれば"1970年に開催された千里万博の前から将来の住み家と考え、この千里ニュータウンを選択しました。それ以来、大阪市内に勤めながら毎日往復の生活、今でもこの選択はまちがっていなかったと思っています。草木の緑が多く、空気がきれい、耳をすませば"鳥や虫の鳴き声"が聞こえる。他と比べても恵まれた素晴らしい土地だと考えています。毎日疲れをり帰ってきて、南千里駅の高架のプラウホームに降り立った時に特に環境の良さを実感します。大阪市内に比べて気温は1-2度低いですが、夏は涼しく、冬は少々身のこまざる思いですが、澄みきった空気のおいしいこと、これは何物にも代えがたい事実です。今でもなお早朝、始発電車の行き交う音、昔の懐かしい映画のヒトコマのようです。</p> <p>私達は今後も一期会のスローガンである"緑多い住みよい環境作り"を目指して邁進したいと思っています。 (一期会の西側にある現在の緑地帯をそのまま残してほしい。)</p>		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号
※備考			30-L-3
		※受付印	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 2 1

見解書

千里ニュータウンのまちづくり指針、環境配慮指針を厳守し、周辺の住環境との調和を維持した計画を進めて参ります。本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約 1,130 m²）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

平成30年6月15日

吹田市長宛 殿

住 所

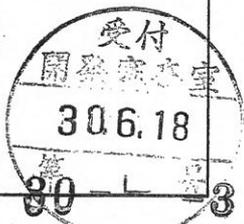
氏 名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 を提出します。
見解書に対する再意見書

開発事業の名称	大阪府営住居形成プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市住居形成5丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>1. 事業者の条例に対する勉強不足・理解不足が目立つ——「千里ニュータウンのまちづくり指針」を踏まえて「吹田市開発事業の手續等に関する条例(すまいる条例)」「吹田市環境条例」をよく理解し、法令遵守(コンプライアンス)に努めることが企業倫理であり、企業の存在理由である。第一種中高層住居専用地区に戸建住宅の発想は一定の評価はされるが、以下が指摘される。</p> <p>2. 隣接地への配慮不足——「緑豊かでゆとりある住環境」ポリシーに賛同し購入して56年、それを守り、更に10数年前に建築協定、地区計画を策定し一層のまちづくりを進めている隣接地への配慮が無い。</p> <p>3. 事業地東側の緑地は絶対に残す——防災都市の熱環境負荷の低減に資する緑地は縄文・弥生以来の数少ない原風景であり、これは事業者のものではなく、地域住民・全市民のものである。</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号
※備考			30-L-3



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

様式第9号

意見書・再意見書

平成30年6月15日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり

説明報告書に対する意見書
見解書に対する再意見書を提出します。

開発事業の名称			
事業区域の位置		吹田市	
予定建築物		<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()	
意見の内容	4. 敷地180m ² 、一人暮らしで緑豊かでありある住環境の実現と！——現状の150m ² では建て混んだ布巾並み、木を植える余地もない。戸数は減らさず敷地を有効に、一人暮らし(地区計画)を結成、高さ、セッドバック、植樹を取り入れ、緑豊かでありある住環境と、みじかの連続を望む。		
	5. 緑地にはその所有権を付ける——緑地帯は保全するものとし、その協力者である事業者を付けて、その事業者の心意気・功を未来に留めたい。		
6. 分譲住宅のキヤックコピー区——住居地の売り出しが楽しみになり、何としても買いたくなるようキヤックコピーで実質できるような、正確・誠実な文言を誘引しては。例として「くいしが習い、おうちの萌え、日本かんほほ顔と共有縄文の森・住竹台へ……」など。			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号
※備考			※受付印 

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 2 2

見解書

1. 吹田市開発事業の手続等に関する条例、吹田市環境の保全等に関する条例に則り、また千里ニュータウンのまちづくり指針を厳守し、周辺の住環境との調和を維持した計画を進めて参ります。ご理解賜りたく存じます。
2. 当計画地につきましても、地区計画若しくは建築協定を策定し、良好な住環境を形勢する予定です。ご理解賜りたく存じます。
3. 法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。原風景に対しましては、ご意見として承ります。ご理解賜りたく存じます。
4. 当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画を進めております。戸建住宅建設時には敷地内に緑化を積極的に取り入れて参りたいと考えております。ご理解賜りたく存じます。
5. 法面緑地につきましては前述の通りです。ご理解賜りたく存じます。
6. 当計画における販売計画はまだ決まっておりませんが、周辺の住環境との調和を維持し、計画を進めて参りたいと考えております。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年6月14日

吹田市長様

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項 の規定により、次のとおり 説明報告書に対する意見書 見解書に対する再意見書 を提出します。

開発事業の名称	大阪府管佐竹台(5丁目)民活70プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台5丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>① 一戸あたりの面積 150㎡~160㎡ 台は狭過ぎる 千里NT戸建ての地域でこの様な狭い所はどこにもない 吹田市開発事業の手續に関する条例第10条や11条2項に沿った開発であるべき</p> <p>② 5月27日の説明会で「緑地25%は有り」との回答だったが活用地区内で「有り」とは見えない。その意味ではみはろ(遊園地周辺の緑地は無し(児童公園としてPRはしても良いのでは))皆が集って憩える場所として整備し必ず残してほしい。</p> <p>③ 一期会5-5-6~5-5-8に隣接する緑地を戸建てに売る予定の事は非常に高低差のある所だから採集を考えると絶体絶命ではない</p> <p>④ ③の場所(活用地区の白い部分)は家を建てるなら五軒を三軒にして売る(一軒あたり)の敷地を広く取る=東が空地だから広くてか買手がつく)</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号
※備考			30-L-3
		※受付印	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

意見書・再意見書

H30年 6月/4日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府宮佐竹台(5丁目)民活プロジェクト			
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)			
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()			
意見の内容	<p>⑤ 活用地区宅No11~16を有料駐車場にしてはどうか？ 道路中は狭いし車2台所有や来客時の為にも必要がたの 近辺の道路を占有されては困る</p> <p>⑥ 活用地区うみばら(公園)へはスロープをつける</p> <p>⑦ 活用地区東へ抜ける道が必要 将来連絡する事があるから活用No61.62あたりにつける</p>			
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※受付印
※備考				

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 2 3

見解書

- ①. 当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。
- ②. 本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約1,130㎡）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- ③. 法面緑地につきましては、前述の通りです。ご理解賜りたく存じます。
- ④. 当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。
- ⑤. 本計画の戸建住宅の設計は、まだ着手しておりませんが、駐車場については各宅地2台を予定しています。有料駐車場や来客用駐車場の設置は考えておりません。ご理解賜りたく存じます。
- ⑥. 集会所は法面緑地を取り込み、緑地空間の中を通過して「みはらし遊園」とつながりような計画を考えております。ご理解賜りたく存じます。
- ⑦. 活用地から東に抜ける連絡路については前述の⑥が兼ねると考えております。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月17日

吹田市長宛 殿

住 所

氏 名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開 発 事 業 の 名 称	大阪府宮佐竹台(5丁目)民活プロジェクト				
事 業 区 域 の 位 置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)				
予 定 建 築 物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()				
意 見 の 内 容	<p>現状地種の維持を希望。 緑豊かな街作りを心がけてほしい。</p>				
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号	※受付印	
※備 考					

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 2 4

見解書

本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約 1,130 m²）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月13日

吹田市長宛
殿

住所
氏名
電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお
説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>戸建住宅各戸自動車ありの考えて もっと安全を考え中というが必要、 最低現在の緑地帯は残して頂きたい。</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 号
※備考			30-L-3
		※受付印	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 2 5

見解書

当計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画を進めております。また、本計画の戸建住宅の設計は、まだ着手しておりませんが、駐車場については各宅地2台を予定しています。法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月14日

吹田市長宛

住所

氏名

電話番号

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>(1) 一期会の田側にある現在の緑地帯は戦後ニュータウンの55年間の歴史と共に原風景として素晴らしい自然豊かな緑地です。</p> <p>遠見の整った公園ではないから、いろいろな野鳥が住み日本タヌキが育ち、わらびが生える自然豊かな緑地になりました。</p> <p>私たちの子供たちも府営住宅の下友達をいっしょに昆虫取り、タヌキつみ、つくし取り、わらび取りに駆けつけて遊んで緑地です。</p> <p>新しく住まれる方々のためにも 私たちのためにも、特に小さな子供たちのために、この緑地を現状のまま是非残して下さい。</p> <p>自然を壊さないで下さい。</p> <p>※現状の緑地()の2階からの写真)を添付します。</p>		
※受付年月日	30年5月15日	※受付番号	第 30-L-3 号
※備考	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> <p>受付 開発課本室 30.6.18 30-L-3</p> </div>		

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
- 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
- 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

意見書・再意見書

H30年 6月14日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府宮佐竹台(5丁目)民活プロジェクト				
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)				
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()				
意見の内容	<p>(2) する条例『吹田市開発事業の手續等に関する条例』の第10条3項に従って「4層ニュータウンのまちづくりに関する指針」に十分に配慮して下さい。</p> <p>(3) 上記条例の第11条2項に従って、一期会地区で取り決めている「地区計画」及び「佐竹台5丁目、6丁目建築協定」との連続的に調和のとれたまちづくりをして下さい。 (約86%) 当地区の建築協定の現在の加入率です。説明対象範囲のものは全員が加入されています。地盤変容原則禁止、敷地の原則分割禁止、建物の高さ10m以下(軒高7m以下)、緑化に努めるなど厳しいルールを守りながら、分譲当時のみどり豊かなゆとりとした良好な住環境の維持に全住民が努めています。是非ご配慮を。</p>				
※受付年月日	年 月 日	※受付番号	第 号	※受付印	
※備考					

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

添付資料 no. 4/2

みけらし遊園

26



2018/5/26

06

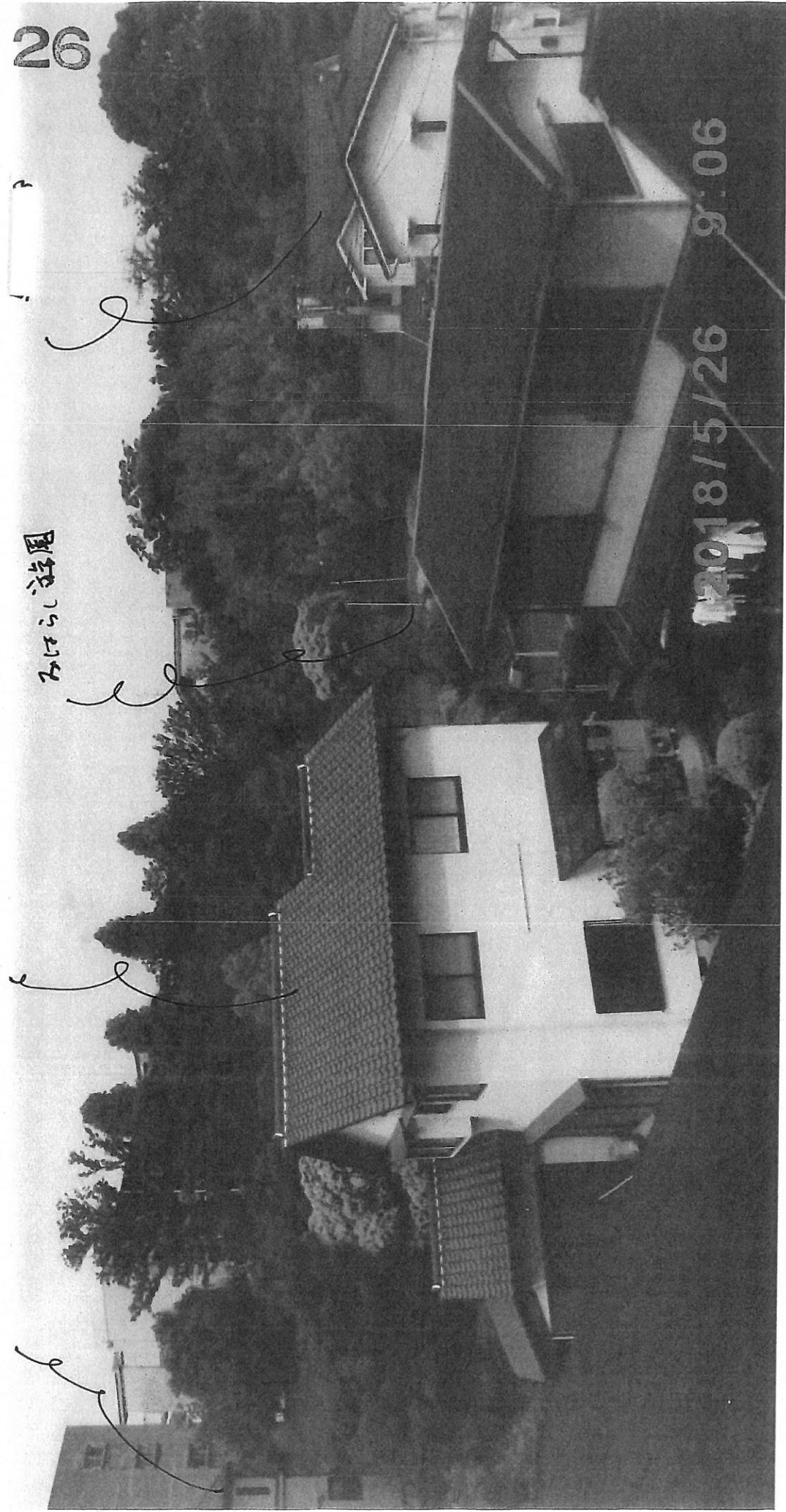
添付資料 No. 1/2

(2018年5月26日撮影)

26

1

みずらぎ遊園



大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 2 6

見解書

- (1) 法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- (2) 吹田市開発事業の手続等に関する条例、吹田市環境の保全等に関する条例に則り、また千里ニュータウンのまちづくり指針を厳守し、周辺の住環境との調和を維持した計画を進めて参ります。ご理解賜りたく存じます。
- (3) 当計画地につきましても、地区計画若しくは建築協定を策定し、良好な住環境を形勢する予定です。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月15日

吹田市長宛

住所
氏名
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書 ~~見解書に対する再意見書~~を提出します。

開発事業の名称	大阪府宮佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>計画の戸建集落は一期会側の人が行く為には4丁目115号 前が右折してNO.49-NO.48の間にある道から入る方法のサビ レかきと遠廻りの感があり、一期会側に背を向けながら新 画に見える。</p> <p>NO.62~NO.63の間、当りに通路を設けて、二期側から 新設集落に入りやすくして新設の集会所の利用と一期会側 の住民に考慮しては如何か。</p>		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号
※備考			30-L-3



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 27

見解書

計画地の東側にある集会所は法面緑地を取り込み、緑地空間の中を通過して「みはらし遊園」と遊歩道でつなぐような計画を考えております。ご理解賜りたく存じます。また、新設する集会所につきましては、周辺の自治会様もご利用可能な施設にできるように考えておりますが、管理面で周辺自治会様にご負担頂く事項もあるかと存じます。今後、行政も含めて協議させていただきます。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月 13日

吹田市長 殿

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 第3項の規定により、次のとおり

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>① 一期会に他にある緑地帯は必ず残すこと。 ② 緑地帯の個人所有は認めない。 ③ 緑地帯に引画されている集会所周辺の防排水用池は他所に移転すること。 ④ 戸建用地を70坪(230㎡)以上とする。これで分譲は可能。</p> <p>※ 理二二クシヤ ※ 吹田市 から緑を増すべきである!!</p>		
※受付年月日	3年5月5日	※受付番号	第 号
※備考			30-1-3
		※受付印	受付 開発審定 30.6.18 30-1-3

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 2 8

見解書

- ①. 法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。ご理解賜りたく存じます。
- ②. 法面緑地につきましては、前述の通りです。ご理解賜りたく存じます。
- ③. 新設する集会所及び防火水用地を他に移動する事は考えておりません。ご理解賜りたく存じます。
- ④. 計画地は第一種中高層住居専用地域であり、吹田市の条例基準では最低宅地面積が100㎡になりますが、全区画を150㎡以上となるような計画で進めております。ご理解賜りたく存じます。

本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約1,130㎡）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月 13日

吹田市長宛 

住所

氏名

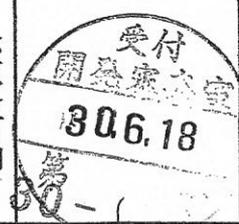
電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>・府営住宅跡地に公園がない。(戸建予定地内) みはらし遊園しかないのは、少な過ぎる。 共有緑地帯を作すべきである。</p> <p>・緑化率25%とは現状と比較して多いが少らりのが、理解ない。 解体工事に入るまでに、一期先を理解(イメージ図等)、納得。 できる説明を頂きたい。</p> <p>・最低の要求として、 現状の緑地帯は、残してもらいたい。 その破約があるが、解体現場を計画を延期して頂きたい。</p>		
※受付年月日	30. 5月 1日	※受付番号	第 号
※備考			30-1-3



- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No. 29

見解書

- ・千里ニュータウン内には大きな公園が多数存在しております。当計画内には公園・広場の設置を考えておりません。なお、新設する集会所の法面を取り込み、緑地空間の中を通して「みはらし遊園」とつなぐような計画を考えております。ご理解賜りたく存じます。
- ・本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約 1,130 m²）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。宅地内の緑量については、現在検討中です。活用用地の戸建造成計画に関しましては、工事資料が整い次第説明をさせていただきます。ご理解賜りたく存じます。
- ・法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の植栽計画を含めた地盤整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。解体工事を含めた計画全般に関しましては、進めさせていただきます。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。

意見書・再意見書

H30年 6月 9日

吹田市長宛 殿

住所

氏名

電話番号

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

吹田市開発事業の手續等に関する条例第17条 第1項 ~~第3項~~の規定により、次のとお

説明報告書に対する意見書を提出します。
~~見解書に対する再意見書~~

開発事業の名称	大阪府営佐竹台(5丁目)民活プロジェクト		
事業区域の位置	吹田市佐竹台五丁目115番2の一部(地番)		
予定建築物	<input type="checkbox"/> 共同住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他()		
意見の内容	<p>現在ある緑とゆりの空間は一朝一夕に作られたものではなく、半世紀以上にわたり、住民の努力と行政の力により維持されてきた。今後とも、双方協力の上、この素晴らしい環境を後世に残したいと希望しています。</p>		
※受付年月日	30年5月5日	※受付番号	第 号
※備考			30-1-3
		※受付印	

- 注 1 □のある欄は、該当する□にレ印を記入してください。
 2 意見の内容欄に書き込めないときは、別紙に記載し、添付してください。
 3 ※印のある欄は、記入しないでください。
 4 この意見書・再意見書の内容については、一般の閲覧に供します。

大阪府営吹田佐竹台住宅（5丁目）民活プロジェクト 見解書

「吹田市開発事業の手続等に関する条例」の関係住民（敷地境界線から水平距離が当該計画建物の高さの2倍の範囲内の建築物の所有者及び居住者並びに土地所有者）以外の住民様のご意見も含まれておりますが、見解を述べさせていただきます。

No.30

見解書

本計画地の緑地計画につきましては、敷地東側にある府営住宅の緑地の一部（活用地部分のみで約1,130㎡）を法面緑地として整備し、戸建住宅の宅地内緑化についても地区計画若しくは建築協定にて一定のルールを設ける予定でございます。

法面緑地の面積については、現在の計画が、大阪府の入札説明書の要求水準を満たしており、変更する予定はございません。法面緑地の所有形態・管理方法については、現在検討中であり、決定していません。法面緑地の整備方針についても、上記の所有形態・管理方法が大きく影響するので、未定です。今後、行政を含めて協議していく予定です。千里ニュータウンのまちづくり指針、環境配慮指針を厳守し、周辺の住環境との調和を維持した計画を進めて参ります。ご理解賜りたく存じます。

貴重なご意見誠にありがとうございます。